

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和元年度)

施設の名称	磯崎漁港の指定施設
指定管理者の名称	宮城県漁業協同組合
施設所管部課(室)	水産林政部水産業基盤整備課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
平成24年4月～平成27年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成27年4月～令和2年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和2年4月～令和7年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	磯崎漁港の指定施設
	所在地	石巻市開成1番27
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5か年)	
募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	磯崎漁港の指定施設	
所在地	宮城県松島町磯崎字長田地先(東防波堤横泊地) 宮城県松島町磯崎字鷺島地先(船揚場横泊地)	
設置年月	平成13年4月	
根拠条例等	漁港管理条例	
設置目的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施設の内容	敷地面積	m <sup>2</sup>
	構造	
内容	(東防波堤横泊地)延長230メートル,幅12.5メートル (船揚場横泊地)延長30メートル,幅12.5メートル	
開館(所)日	通年	
開館(所)時間	午前時分～午後時分	
指定管理者が行う業務の範囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	60 隻	60 隻	59 隻	98.3%	98.3%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
プレジャーボート係留	60 隻	60 隻	59 隻	98.3%	98.3%
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	60 隻	60 隻	59 隻	98.3%	98.3%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和元年度) (A)	前 年 度 (平成30年度) (B)	評価対象年度 (令和元年度) (C)		
県指定管理料	1,834	1,834	1,890	103.1%	103.1%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	1,834	1,834	1,890	103.1%	103.1%

(2) 支出

人件費	1,514	1,781	1,840	121.5%	103.3%
施設管理費	320	53	50	15.6%	94.3%
事業運営費				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計 (b)	1,834	1,834	1,890	103.1%	103.1%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和元年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
	正規	非正規		評価		評価
①管理運営体制	支所職員全員で管理運営にあたり、施設の修繕は設備のある漁船を所有している組合員に依頼している。		適切に管理運営している。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	3人	人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	点検業務時や利用者からの修繕依頼で早急に対応している。		適切に管理運営している。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	・指定施設の申請書受付、使用料徴収等を適切に行った。・設備施設維持管理及び現金の取扱、使用料の管理を行い、使用料が発生した際は、領収書の発行、徴収台帳の記入、関係機関へ報告した。		適切に管理運営している。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
④自主事業の実施						
⑤利用者サービスの向上	利用者の駐車スペースの確保、整備 365日24時間利用できるよう地元組合員にも事故等の情報の提供を依頼している。		適切に管理運営している。	A	施設の清掃及び安全が巡回点検により確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	点検業務時や申請及び使用料支払いでの支所訪問時に要望等の把握に努めている。		適切に管理運営している。	A	窓口対応等、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応出来る体制を整えていたと認められる。	A
⑦安全対策	事故等の際地元組合員57人を含む支所組合員158人の協力をお願いしている。		適切に管理運営している。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	新規利用者は予備登録の順番で利用者案内している。		適切に管理運営している。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	県の評価 【施設所管課記入】	
			評価	評価
⑨個人情報の保護	個人情報は、支所事務から持ち出さず、管理にあたる職員にも徹底周知している。	適切に管理運営している。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」の通り	適切に管理運営している。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」の通り	適切に管理運営している。	A	必要十分な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。
⑫その他の取組				
総合評価		適切に管理運営している。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	今後も計画通り管理運営に努める。	適正な施設管理がされており、特に課題等はないが、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。